

懲戒処分事例の公表

日本司法書士会連合会

日司連懲戒処分及び注意勧告の公表並びに開示に関する規則に基づき、懲戒処分事例について次のとおり公表する。

【懲戒1】

懲戒処分書

事務所
司法書士

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

から業務停止1週間に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

被処分者 (以下「被処分者」という。)は、第〇号をもって司法書士の登録を受け、認定番号第〇号をもって簡裁訴訟代理等関係業務を行う法務大臣の認定を受け、上記肩書地において司法書士業務に従事している者であるが、平成25年1月〇日、共同相続人のうちの一人から司法書士法施行規則 (以下「規則」という。)第31条第1号及び第2号により遺産分割協議に関する代理行為を受任したとする通知書を同年3月〇日付けで共同相続人のうちの一人である依頼者の兄の代理人弁護士に送付し、依頼者が被相続人の生前の預金を無断使用したとして、他の共同相続人から相続財産に返還することを求められた際に、依頼者が同弁護士に預託していた600万円の返還を求めるとともに、依頼者の寄与分を主張するなどの遺産分割協議案を同弁護士及び他の共同相続人に提案するなどしたほか、同年4月〇日付けで当該600万円の返還を催促するなどの内容の通知書を同弁護士に送付したものである。

第2 処分の理由

- 第1の事実は、当局及び 司法書士会の調査等から明らかである。
- 共同相続人の一部から遺産分割協議に関する業務を受任することは、管財人等の地位に就いて他人の財産の管理・処分又はその代理をすることにはならない上、後見人等の地位に就いて他人の法律行為の代理等を行うことにもならず、司法書士法 (以下「法」という。)第29条に規定する規則第31条第1号又は第2号に該当する業務ということはできず、被処分者が委任者から報酬を得ていたこともあり、被処分者において意図的に非弁活動をしようとしたものでなかったとしても、被処分者の不注意によって結果として、弁護士法第72条に触れるものであって、法第3条 (業務)、法第23条 (会則の遵守義務)、 司法書士会会則 (以下「会則」という。) (品位の保持等) 及び (会則等の遵守義務) に反し、ひいては法第2条 (職責) に違反するものである。
- 被処分者は、上記通知書を送付した以外には、他の共同相続人と具体的に遺産分割協議を行ってはおらず、弁護士法第72条に違反すると〇弁護士会から警告された時点で直ちに依頼者の代理人を辞任し、依頼者及び他の相続人に経済的損失は発生させていないなど、斟酌すべき事情が認められるものの、被処分者は、当局の調査において、独自の見解を主張し、自己の正当性を主張することに終始し、いたずらに弁護士との職域について争う姿勢を示すなど、全く反省する様子が認められない。

懲戒処分事例の公表

日本司法書士会連合会

日司連懲戒処分及び注意勧告の公表並びに開示に関する規則に基づき、懲戒処分事例について次のとおり公表する。

【懲戒1】

懲戒処分書

事務所
司法書士

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

司法書士法第47条第1号の規定により、戒告に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

当局の調査、 司法書士会の報告及び (以下「被処分者」という。)の供述によれば、以下の事実が認められる。

- 1 被処分者は、司法書士の資格を取得し、 司法書士の登録 (第○号)をし、上記肩書事務所において司法書士業務を行っている者である。
なお、被処分者は、 簡裁訴訟代理等関係業務を行う法務大臣の認定を受けている。
- 2 被処分者は、平成24年4月7日、Aから、司法書士B (以下「B司法書士」という。)作成の「ご挨拶とお願い」と題する書面 (以下「本件書面」という。)に対する回答を依頼された。本件書面は、B司法書士がCから依頼を受け、Aの父Dの死亡に伴う遺産分割協議の前提として相続財産の開示を求めるため、A及びAの母Eに宛て送付したものであった。
被処分者は、本件書面に回答するため、A及びEから委任状を徴した。Aからの同月9日付け委任状には、委任事項として「被相続人Dの遺産分割協議に関する一切の件」と記載され、Eからの同月15日付け委任状には、委任事項として「被相続人Dの遺産分割協議事件」、「上記事件の締結交渉」と記載されている。被処分者は、A及びEからの委任状をB司法書士に送付し、同月19日付けで、本件書面に対する回答としてDの財産目録をC及びB司法書士に送付した。その際、被処分者は、C宛ての回答書には、「尚、遺産分割に良案が、有りましたら、当職まで、お知らせ願えれば、幸甚であります。」、「尚、当職は、E、A様より、遺産分割協議の介助、補佐の委任を受けております。」と付記していた。
なお、被処分者は、その後、実際には遺産分割協議の代理業務に該当する事務は行っていない。
- 3 被処分者は、○法務局○支局から固定資産価格通知交付依頼書の交付を受け、平成24年4月10日、○市に提出し、「○法務局○支局へ不動産登記のために提出する以外は無効です」と記載されている固定資産価格通知書を取得し、前記2記載の財産目録と併せてその写しをCに送付した。

第2 処分の理由

- 1 被処分者は、簡裁訴訟代理等関係業務を行う法務大臣の認定を受けており、司法書士法 (以下「法」という。)第3条第1項第6号から第8号までに規定している業務に限り行うことができるが、遺産分割協議に関する業務は弁護士法72条所定の法律事務に属し、行うことができない。ところが、被処分者は、Dの遺産に係る遺産分割協議に関し、限定を付すことな



- く、その処理を受任しており、その代理業務をも含めて委任を受けたといわざるを得ない。
- 2 被処分者は、登記用として○法務局○支局へ提出する目的で発行を受けた固定資産価格通知書について、その写しをCに交付し、もって、目的外に使用した。
- なお、被処分者がDの相続登記を行う際に申請書に添付した固定資産価格通知書は、平成26年2月17日付けであり、Cに送付したものとは異なる。
- 3 司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないところ、被処分者の上記行為は、法第2条（職責）、同第3条（業務）及び同第23条（会則の遵守義務）、
会則（
日改正
前のもの。）（品位の保持等）及び（会則等の遵守義務）の各規定に違反する。
- 4 よって、法第47条第1号により、被処分者を主文のとおり処分する。